

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成22年度の業務実績の評価結果

平成23年8月12日  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成22年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。平成22年度の当該研究所の業務実績の評価は、平成18年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成18年度～22年度）の5年度目の達成状況についての評価である。

当該研究所に対しては、国の機関から独立行政法人となった経緯等を踏まえ、第2期中期目標において、第1期中期目標（平成13年度～17年度）に引き続き、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」（平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定）等に基づき、平成21年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成22年度業務実績全般の評価

平成22年度は、第2期中期計画の5年度目にあたり、中期計画全体からみてその内容が最終的に達成されるべき時期に該当する。当該研究所は、中期目標、中期計画に基づいて、メタボリックシンドロームなど生活習慣病予防をはじめとする社会的に重要な健康課題に真摯に取り組んでいる。その結果、当該研究所に課せられた研究成果の蓄積、行政ミッション等の主要な課題において目標を達成し、国の健康づくり施策に必要な実績を挙げていると認められる。

第2期中期計画においては、特に3つの重点調査研究課題を設定し、これらの重点課題にかかる目標を達成するため、各プログラムが相互に連携しながら調査研究を着実に進めている。その成果は、主に国際学術誌への原著論文の発表や国際学会での報告、並びに健康食品にかかる情報の収集と国民に向けた情報提供等、いくつかの評価項目において顕著な実績を挙げたことから評価できる。例えば、日本人にとって寄与度が高いと考えられる新規の2型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能解明の研究成果などの特筆すべき学術的知見や、「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価など国民の関心に直結する成果を示し、中期計画を大きく上回る実績を挙げたものと高く評価できる。

また、健康増進法に基づく公平性・中立性が高く求められる業務に関し、「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、調査や分析の精度管理とその向上に努めていることは高く評価できる。

国際協力についても、国際シンポジウムの開催等の国際協力や、海外からの研究者の受け入れを積極的に推進している点は評価できる。

情報発信については、ホームページやニュースレターを通じて研究成果や健康・栄養・健康食品情報を発信し多くのアクセスを得て、国民の健康の維持・増進に寄与している。また、新たな取り組みとしてフェイスブック型のシステム「えいこみ」を立ち上げ試験的に運用したことを評価する。特に、東日本大震災に際し、災害時の健康・栄養に関する科学的根拠をふまえた情報を、いち早く適切に発信する等、「健康と栄養」を専門とする我が国唯一の公的研究機関としての責任と役割を果たした点は大きいと評価できる。

業務運営については、中期計画の達成に向けて様々な取り組みが行われており、効率化・合理化を図ってきたことが認められる。各プログラム・プロジェクトがもつ課題ごとに人員配置や予算配分、研究成果や貢献度合いに基づく処遇への反映などの取り組みがなされ、効果的な業務運営が図られていると認められる。その他、定型的な業務の外部委託、公用車の売却に伴う運転業務委託契約の廃止などの経費節減努力により、業務運営全体としての効率化が着実に進んでいる。

以上の点を踏まえ、平成22年度の実績評価については、全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標とそれに基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。

ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。

- ①重点調査研究の一つである「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」について、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」公表に合わせて、積極的な普及啓発活動が実施されている点は評価できるが、これらの活動の成果について検証する方策を取り入れることが期待される。
- ②若手研究者による創造的・萌芽的研究については、独自性を重視して独り立ちできる研究者を育成するという観点で進めてきたが、予算削減により実施が見送られた点については、今後、組織としての調査研究のすすめ方についての工夫と再構築が望まれる。
- ③国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置のうち、栄養情報担当者（NR）認定制度については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、既存の資格取得者に不安や混乱が生じないよう十分配慮しながら、第三者機関への移管について今後の展開と方針を明らかにすべきである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営の改善に関する事項については、運営会議等適宜開催して情報の共有化に努め、また、予算執行管理システムの運用等による効率的な業務運営に努める等、中期計画の目標を上回る成果を示していることは評価できる。

研究・業務組織の最適化に関する事項については、研究職員が少ない中で、外部からの競争的研究資金や民間企業等からの受託研究収入等を活用し、重点調査研究やプロジェクトに必要な人材の配置を行い、また、民間企業、大学等からの研究者の受入やそれらへの研究者の派遣により組織の活性化や人材育成に努めており、評価できる。

職員の人事の適正化に関する事項については、中長期的視点に立った研究員の採用や適切な研究員の配置と評価・処遇を行う等、人事の適正化に努めている点は評価できる。また、フレックスタイムの活用については、女性が多い研究所として今後も推進していくことを期待する。

事務等の効率化・合理化に関する事項については、事務職員の資質向上、定型的な業務・システムの効率化・最小化等に努めた点は評価できる。

評価の充実に関する事項については、各プログラム・プロジェクトごとに内部評価および外部評価を実施し、その結果を予算配分や人員配置に反映させており、効率的な運用を行っている点は評価できるが、予算の補正や人的資源等への反映に関する具体的な実践例について示すべきである。

### (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

#### ①研究に関する事項について

3つの重点調査研究のうち、「生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」については、生活習慣病予防や治療に成果を挙げている点は評価できる。また、成人男性や小学生において、二重標識水（DLW）法や加速度計を用いて測定した身体活動レベルと体格（肥満）との関係を明らかにするなど、中期計画を上回る成果が得られている。なお、運動と食事の併用効果の検討については、人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究継続の成果等を活用してさらなる成果を期待したい。

また、「日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究」については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の普及啓発のため、研究所主催の講演会の開催や各地の講習会に講師を派遣する等、国民の健康の維持・増進に努めたことは評価できる。今後は活用する専門職等の実態とニーズを把握し、現場での活用の方法論に関する研究の充実が期待される。

さらに、『健康食品』を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究については、国内に流通している健康食品中の抗

酸化物質量は、食事として野菜・果物からの摂取される量の範囲内にあることを示した点は、公平性・中立性を特徴とする国の独立行政法人の研究の実績として高く評価できる。国民の関心が高い健康食品に関する研究では、データベースの公開と研究所の役割を国民に理解されることが重要である。そのためにも、迅速なホームページの更新とともに、科学的根拠のあるわかりやすいデータの提供が期待される。

重点調査研究以外の調査研究については、健康・栄養に関わる幅広い分野において、予算削減により若手研究者による創造的研究の実施が見送られた点については、今後の組織としての調査研究のすすめ方について工夫と再構築が望まれる。一方で、食育推進基本計画に資する調査研究については、内閣府の第2次食育推進基本計画策定に向けて調査研究結果の提供など、政策に直結する研究実績を挙げている。また、高齢者介護に関する調査研究事業では、高齢者の摂食・嚥下障害への対応に関する実態調査の実施や専門家への情報提供など、中期計画に沿った実績を挙げている。

以上の研究成果については、インパクトファクターの高い原著論文の採択や特別講演、招待講演を含む学会発表が質量ともに中期計画を大幅に上回っており、高い研究レベルが評価できる。

研究成果を広く社会に還元するための取り組みについても、一般公開セミナー、専門家向けセミナー、オープンハウス等による研究所の取り組みの紹介、施設見学の受入れなど、開かれた研究所に向けて着実に取り組んでいると評価できるが、今後、子供や中・高生を対象とする広報に力を入れることや、講習会・オープンハウス・セミナー参加者の意見やアンケート調査の結果を活用し、さらなる充実と改善を図ることが望まれる。

研究の実施体制等の整備については、研究所の人員が少ない中で所定の成果を挙げている。連携大学院、民間企業等との人材交流、共同・受託研究は、他機関との連携による研究も含め、計画を十分達成する成果を挙げしており、評価できる。

## ②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について

健康増進法に基づく業務である「国民健康・栄養調査の集計業務」及び「特別用途食品等の分析業務」について、調査や分析の精度管理等、効率的かつ適切な業務の実施に向けて努め、報告までの期間も十分に計画を達成しており、高く評価できる。

社会的・行政ニーズへの対応としては、関係団体や行政機関との意見交換、国や地方自治体等の審議会への技術支援、協力等により、社会的・行政ニーズの把握及び研究業務への反映に努めており、中期計画に沿った実績を挙げており評価できる。

国際協力、産学連携等の対外的な業務については、国際シンポジウムの開催、若手研究員の受け入れ、英語版ホームページによる情報提供等、国

際協力の進展に努めており、概ね中期計画に沿った実績を挙げている。特に、WHO 指定協力研究センター設置に向けての申請を行ったことは、認定に向けての準備が整ったものと評価できる。

栄養情報担当者（NR）認定制度については、試験の実施、研修会の開催など、概ね年度計画通りの実績であるが、NR制度自体について、省内事業仕分けの結果を踏まえ、既存の資格取得者に不安や混乱が生じないよう十分配慮しながら、第三者機関への移管について今後の展開と方針を明らかにすべきである。

### ③情報発信の推進に関する事項について

ホームページ、ニュースレター等を通じて、研究成果や健康・栄養・食品情報を発信し多くのアクセスを得て、国民の健康の維持・増進に寄与している。また、新たな情報発信として「えいこみ」を立ち上げたことは評価できる。さらに、東日本大震災に際して、災害時の健康・栄養に関する科学的根拠をふまえた情報を適切に発信したことは健康・栄養に関する我が国唯一の研究機関としての役割を果たしていることから、高く評価できる。

## (3) 財務内容の改善等について

### ①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について

受託研究収入については、当中期目標期間において目標値を設定していないが、年々減少しており、本年度は60,961千円（対前年比99.2%）となっている。次期中期目標期間においては、研究資金の半分以上を外部から獲得することが目標として掲げられているが、「自己収入の拡大」を目指すべきであり、外部資金の比率だけでなく、過去の実績を踏まえた適切な目標額を設定し、外部資金獲得に向けたさらなる努力を期待する。

特許権を含む知的財産権の活用（申請を含む）については、目標を下回っていた。法人が研究成果を社会に還元させるため、どのように知的財産権を活用するかについて明確な方針を立て、それに沿った活用に努めるべきである。

### ②経費の抑制に関する事項について

公用車の売却に伴う運転業務委託契約の廃止等により、経費節減の努力については、中期目標期間の数値目標（一般管理費（10%）、業務経費（5%））に対して、一般管理費（△15%）、業務経費（△27.6%）となっている。いずれも目標が達成されている点は評価できる。次期中期目標期間においても引き続き効率化に努められたい。

## (4) その他業務運営に関する措置について

当該研究所で保有するさまざまな研究データや情報システムのセキュリテ

ィ確保のため、セキュリティ対策実施手順書の見直しや外部のセキュリティ監査を受けるなど、適切な対応が講じられている。

#### (5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

##### ①財務状況について

平成22年度の当期総利益1億73百万円の主な要因は、中期計画終了後の収益化によるものである。これを含め過年度に蓄積した積立金2億52百万円は全て国庫納付したところである。

##### ②保有資産の管理・運用等について

当該研究所は、独自の庁舎を持たず、個別法に基づき無償で庁舎を使用しているが、占有するプールや運動フロアについては、研究の一環として設備使用料を取って一般人にも利用されており、今後、研究に支障が生じない範囲でさらなる資産の有効活用の可能性を検討することを期待する。

##### ③組織体制・人件費管理について

当該研究所における職員の給与については、国に準じた給与体系（俸給表等）を適用しており、俸給、諸手当等の給与水準は国家公務員の給与水準と同一であり、国と異なる独自の手当もないとしている。

ラスパイレス指数（年齢勘案）は、研究職員については昨年を下回ったが（102.4→101.6%）、事務・技術職員は過去4年連続して上昇しており、本年度は114.4%となっている。これについて、法人は年齢・地域・学歴勘案では100未満であることをもって妥当と判断しているが、事務・技術職員の比率の高さと変動要因は、職員12名のうち本省からの出向者が5名含まれていること及びそれらの人員の頻繁な異動が一要因である。このような状況を踏まえ、国家公務員からの出向者の受入については、人件費の水準にも大きく影響することから、「職員の人事の適正化に関する事項」等において、説明することも検討する必要がある。

一方、総人件費については、平成17年度実績比で14.6%削減されており、中期目標、中期計画による削減率（5年で5%）を達成していることから評価できる。

また、福利厚生費の状況について、法定外福利費は1,027千円（役職員一人当たり9,422円）となっており、その内容は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用のみであり、いわゆるレクリエーション経費等がないことは評価できる。

##### ④事業費の冗費の点検について

国で言ういわゆる庁費については、東日本大震災の関係で年度末に修繕費等の支出があるものの、年を通じて消耗品の一括購入など研究所の経費

節減の努力が講じられているほか、旅費についてもパック料金の利用を促進するなど経費節減が図られており、評価できる。

また、公用車に係る自動車運行管理業務委託契約については廃止しており、なお公用車については平成 22 年 12 月に売却していることから、評価できる。

#### ⑤契約について

契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備され、事務の執行体制については、複数者による事前・事後のチェック機能が確立されており、また審査体制については、会計担当監事の月次監査、所内での内部監査を実施するなど契約に係る適正な運営を行うよう努力していると認められる。

契約については、件数、金額とも全般的に減少傾向にある中、随意契約 1 件となっており、それ以外は一般競争入札となっている。また、一般競争入札については、1 者応札の金額が 0.02 億円（前年：0.10 億円）となっており、金額が減少している点は、研究所の努力が認められる。

#### ⑥内部統制について

内部統制については、幹部会議、運営会議等、所内の会議を利用して、理事長が組織にとって重要な情報やミッション及びリスクについて適切に把握・分析するとともに、ミッション及びそのリスクへの対応を各研究プログラムリーダーへ周知徹底している点は評価できる。また、監事監査及び内部監査を毎年実施し、業務の運営状況等をチェックすることにより業務の改善を図るとともに、理事長、監事、内部監査チームとの連携が図られていると認められる。

また、公的研究費の不正使用等の防止及び利益相反の管理に対する対応について、実施体制の整備を進め、COI 委員会（利益相反委員会）など、コンプライアンス体制の整備・運営が適正に行われている。

さらに、法人の役職員の倫理については「倫理規程」を遵守させるとともに、研究面での倫理的配慮については「研究倫理審査委員会」において適正な審査を行い、人間の尊厳や人権を尊重した研究の実施に努めており、評価できる。

#### ⑦事務事業の見直し等について

「独立行政法人の事務・事業の見直し方針」に従って、栄養情報担当者（NR）制度事業については民間の第三者機関への移管に向けた今後の展開と方針を明らかにする必要がある。

また、特別用途食品に係る表示許可試験の手数料について、消費者庁の指示及び法改正を踏まえ、早急に進めるとともに、収去食品等の分析業務の標準化を進め、民間機関に開放できる環境を整えるため、法律所管の消費者庁と調整を進めるべきである。

国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等については、生活習慣病予防等に重点化した研究を行うため効率的な組織のあり方について検討を行っており、適正な対応がなされている。

国際協力、産学連携等対外的業務の効率化については、現在 WHO 指定研究協力センターの指定に向けて申請中であり、国際機関を通じて特にアジア・西太平洋地域に対して中心的な役割を果たせるよう期待する。

#### ⑧法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

#### ⑨国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。